

第2章 学校施設における防犯対策の原則

第2～7章では、「学校施設整備指針」における防犯対策関係規定を枠内に記し、その下に防犯対策関係規定を具体的に解説している。

2 - 1 全体的な防犯計画

建築計画的な対応と建築設備的な対応について、デザイン面での配慮や他機能とのバランス、費用面での検討、学校や地域の特性等を踏まえ、個々別々ではなく総合的に計画し、安全管理に関する運営体制等のソフト面の対策とも併せ全体として整合性がとれたものとするのが重要である。

(1) 学校施設における防犯対策の目標

学校施設における防犯対策の目標は、犯罪企図者の犯意、侵入及び犯行の抑制、並びに緊急時の適確な対応等により、児童生徒等が安全に安心して学校で生活・学習できるようにすることにある。

(2) 防犯対策の対象

学校施設における防犯対策は、児童生徒等の安全がまず第一に確保されることが重要である。

教職員や学校を利用する地域住民等、関係者の安全を確保することや、学校施設における様々な財産を保全することも重要であり、夜間・休日における防犯対策についても十分に留意することが望ましい。

(3) 児童生徒等の安全確保の方法

児童生徒等の安全確保の方法としては、犯罪企図者の侵入や犯行をできる限り回避するとともに、万一の場合には避難誘導等の緊急対応により、被害を最小限にとどめられるよう、ソフト面とハード面の防犯対策をバランス良く組み合わせ、その学校の状況に応じた適切な対策を講じることが重要である。

ソフト面の防犯対策は、常勤の教職員のみならず、非常勤の教職員等を含めた学校関係者における防犯意識の向上と安全管理の徹底とともに、保護者や地域住民、関係機関等の連携による体制の整備が重要である。

建築計画的な対応と建築設備的な対応によるハード面の防犯対策は、近年その重要性が増しており、一層それらの対応に留意することが求められている。

(4) ハード面の防犯対策のあり方の検討

ハード面の防犯対策は、学校や地域の特性、児童生徒の学齢等を踏まえつつ、それぞれの学校においてそのあり方を検討することが重要である。

既存の学校施設については、現状の施設を防犯の観点から点検・評価し、部分的な改修や建築設備的な対応、並びにソフト面の対策等を総合的に検討し、効果的な対策を講じることが重要である。

第2章

(5) 建築計画的な対応

建築計画的な対応とは、各施設の配置計画、動線計画及び各部位の設計等による防犯対策を指す。

これらの計画・設計に当たっては、「視認性・領域性の確保」と「接近・侵入の制御」の両面から、その学校の状況に即した具体的な方法について検討することが重要である。

建築計画的な対応と建築設備的な対応は、相互補完の関係にあり、設備に頼りすぎないように、建築計画を工夫することが重要である。例えば、配置計画の工夫により「人の目」を確保するとともに、やむをえず死角となる部分について、防犯カメラ等により「人の目」を補完するよう計画することなどが考えられる。

(6) 建築設備的な対応

建築設備的な対応とは、敷地境界、敷地内、建物内における防犯監視システムや通報システム等による防犯対策を指す。

これらのシステムは、建築計画的な対応やソフト面の対応を補完する対策として位置づけ、計画の段階から、導入の方法や運用の方法等について検討することが重要である。

(7) 総合的な計画・設計の実施

学校施設は、児童生徒等の生活・学習の場であるとともに、地域住民の生涯学習の場、地域コミュニティの拠点としての役割を果たすことが求められている。これらの機能等をバランスよく確保しつつ、児童生徒等の安全を確保することはもとより、学校施設における様々な財産を保全するための対策について、デザイン面での配慮、費用面での検討等も踏まえ、学校や地域の特性等を総合的に判断した上で計画・設計することが重要である。

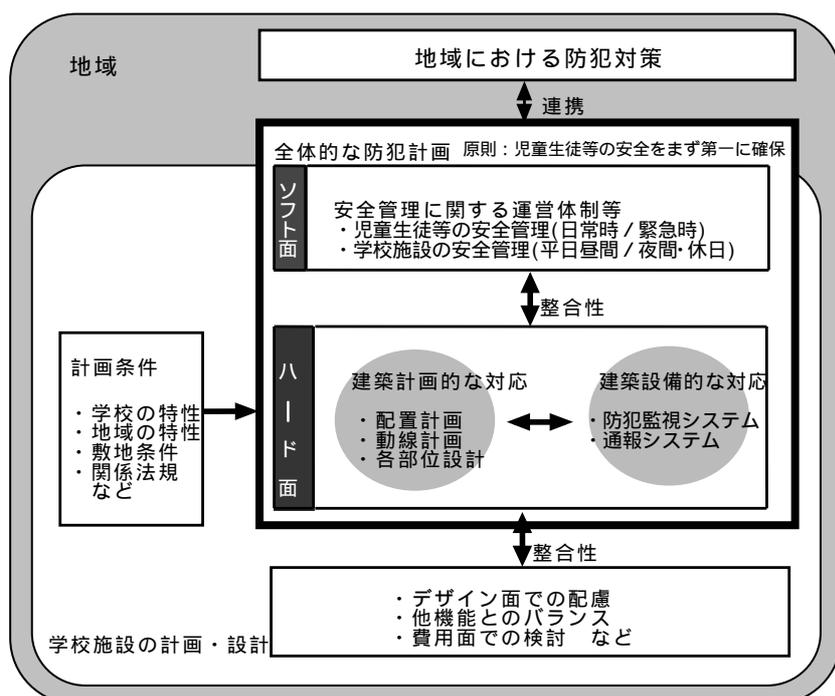


図2-1-1
全体的な防犯計画に係る
概念図

2 - 2 視認性・領域性の確保

屋外各部及び建物内の共用部分等は周囲からの見通しを確保した上で死角となる場所をなくし、どの範囲を何によってどう守るのが明確になるよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要である。

(1) 視認性の確保

「視認性の確保」とは、見通し及び「人の目」を確保することを指す。犯罪企図者の侵入や犯行の抑制、児童生徒等の被害防止を図る上で、基礎的で本質的な原則である。

見通しの確保とは、施設や困障等が死角の原因にならないように配置を工夫すること並びに窓の位置やガラスの素材等を検討して建物内外の可視性を確保すること等をいう。「人の目」の確保とは、犯罪企図者の侵入等を察知できるようにするとともに、犯罪の抑止を図るために、教職員、児童生徒、その他学校関係者等が滞在する場所の配置又は時間帯に応じた動線等に配慮すること等をいう。

特に、教職員諸室、保健室、調理室等教職員が在室している部屋の窓から門、玄関、建物出入口及び小学校低学年の児童・幼児等の施設（教室及び遊び場等）に対する見通し及び「人の目」の確保は重要である。

周辺住民や前面道路の通行人からの視線の確保も防犯上有効である。

やむを得ず死角となる部分や常時「人の目」を確保することが困難な部分については、防犯監視システムの活用を積極的に考慮することが重要である。

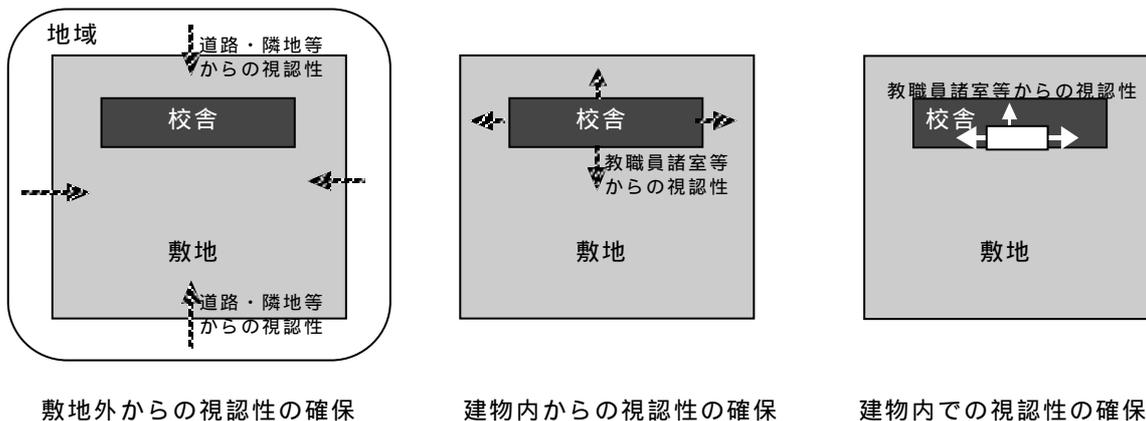


図2-2-1 視認性の確保に関する概念図



写真2-2-1

敷地外からの視認性の確保の例

- ・隣接する公園から校庭への見通しを確保するとともに、校庭を見渡せる場所にベンチを配置（写真手前及び正面）して「人の目」を確保している。



写真2-2-2

建物内からの視認性の確保の例

- ・職員室などの教職員諸室（写真手前）は、校内を見渡せる位置に配置している。



写真2-2-3

建物内での視認性の確保の例

- ・教室とオープンスペースを一体化し、室内への見通しを確保するとともに、教室付近に教師コーナーを配置して、「人の目」を確保している。

(2) 領域性の確保

「領域性の確保」とは、囲障や扉等により、守る範囲が物理的に画定されていることだけでなく、計画・設計上の工夫により守る範囲が心理的に知覚できる性能も含む。具体的には、校舎をコの字型に配置して囲われている印象を与える手法、路面の舗装材を変えて他とは別の領域であることを示す手法等がある。また、地域住民との協働で維持管理する植栽帯の設置や地域のシンボルとなるようなデザイン等により関係者の帰属意識や共同意識を促す手法もある。

計画・設計等に当たっては、学校や地域の特性等を踏まえつつ、敷地境界部、敷地内（特に、建物出入口等の建物外周部）、建物内部において守る範囲を設定し、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の計画等を工夫して、物理的にその範囲を明確にすることが重要である。

守る範囲は、犯罪企図者が容易に接近・侵入しにくいように、重層的に構成することが望ましい。特に、小学校低学年の児童や幼児等に関する施設については、犯罪企図者が容易に門、玄関、建物出入口等から当該施設に接近・侵入しにくいように、教職員が在室している部屋等からの視認性の確保に配慮しつつ、配置計画や動線計画等を工夫することが望ましい。

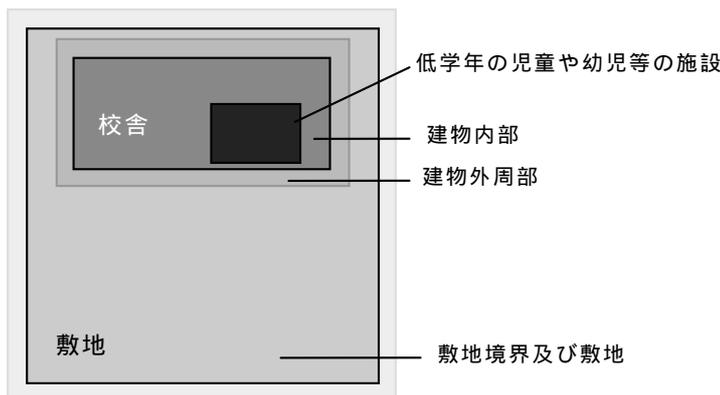


図2-2-2 守る範囲の構成に係る概念図



写真2-2-4 領域性の確保の例

・正門付近の塀を見通しの利くフェンスに替えるとともに、沿道部分に植栽帯を整備し、地域住民等と協働して花と緑の手入れを行い、領域性を確保している。

第2章

2 - 3 接近・侵入の制御

犯罪企図者の動きを限定し、学校の敷地内や建物内等、守る範囲への接近・侵入を妨げ、犯罪を抑止するよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要である。

(1) 犯罪企図者の接近・侵入の制御

「接近・侵入の制御」とは、主として配置計画、動線計画等により、直接的に犯罪企図者の動きを限定し、敷地内や建物内における守る範囲への接近・侵入を妨げ、児童生徒等の被害及び侵入・窃盗等を目的とした破壊行為等を抑止することをいう。

学校は、建物出入口や窓等の開口部が多いという特性を持っている。従って、計画・設計に当たっては、見通し、「人の目」の位置、守る範囲及び管理体制等を勘案しつつ、接近・侵入を制御する方策について検討することが重要である。具体的には、門及び建物出入口の位置や開閉・施錠の方法、管理諸室・低学年の児童や幼児の施設等の配置計画、時間帯に留意した児童生徒・教職員・関係業者・来訪者等の動線計画等による制御が考えられる。防犯監視システムについては、配置計画、動線計画等による制御を補完する措置として、導入を検討することが重要である。



写真2-3-1 接近・侵入の制御の例

・通用門は、登下校時以外は門扉を閉め、来校者は正門からの利用に一元化している。

2 - 4 定期的な点検・評価の実施

防犯対策に係る施設・設備については、定期的に、また、必要に応じて臨時にそれらの機能について点検・評価し、不都合が生じている場合は、迅速に改修、修理、交換等の改善措置を講じることが重要である。

(1) 点検・評価の重要性

防犯対策に係る施設・設備の点検・評価は、非常時において十分に機能を発揮できるようにするとともに、適切な安全管理の対策や必要な予防措置を計画的に講じていく上で重要である。また、関係者の安全管理に関する意識の保持を図る上でも有効である。

(2) 定期的な点検・評価

扉の開閉状況や施錠の点検、センサーの検知や防犯カメラの映像等の点検については、日常的に行われるよう、点検担当者を設定する等、安全管理に関する運営体制を整えることが重要である。

防犯訓練や防災訓練では、安全管理に関する運営体制の点検・評価を行うとともに、通報システムや避難経路、見通し等について点検・評価を実施することが重要である。

照明設備は、汚れやランプ自身の光束低下による照度低下が生じることから、夜間の照度や暗がりの状況についても定期的に点検・評価することが望ましい。

(3) 臨時の点検・評価

学校施設の侵入事件等は、模倣犯の犯行を引き起こす可能性があるため、こうした事件が発生した場合は警戒を強めるとともに、臨時に防犯対策に係る施設・設備の点検・評価を行うことが重要である。

(4) 改善措置の実施

点検・評価により不都合が生じている場合には、計画的な修繕等に併せて改善すべきものと緊急に改善すべきものとに分けて検討し、速やかに対応することが重要である。

第2章

2 - 5 防犯設備等の積極的な活用

定期的な防犯訓練等を通じ、防犯設備の使用方法等について周知徹底を図ることが重要である。

(1) 既存の学校施設における防犯設備等の積極的な活用

既存の学校施設における防犯対策については、新たに建築計画的な対応を行うことは困難な場合が多いため、建築設備的な対応について積極的に考慮することが望ましい。

建築設備的な対応は、防犯の観点から現状の施設を点検・評価し、安全管理に関する運営体制や対策に係る費用等を総合的に検討した上で、実施することが重要である。



写真2-5-1

防犯設備の活用の例

・玄関の外側に、防犯カメラとインターホンの子機を設置している。

(2) 防犯設備の使用方法等の周知徹底

防犯設備は、その機能を十分に発揮できるよう、その使用方法や運営体制について周知徹底を図ることが重要である。特に通報システムについては、非常時に適切に使用できるよう、防犯訓練等を通じて具体的な使用方法や運営体制を確認し、実際に試行することが重要である。

児童生徒等の避難経路についても、防犯訓練等を通じて試行し、使用するルート等を周知徹底することが重要である。